



目 次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| 高知県議会告示 | |
| 高知県教育委員会告示 | |
| 高知県警察本部告示 | |
| ◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課) | 2 |
| 高知県公営企業局管理規程 | |
| ◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 | 4 |
| ◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程 | 4 |
| ◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程 | 4 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ◎高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 | 6 |
| ◎高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則 | 6 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則 | 7 |
| ◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 10 |
| ◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則 | 10 |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | 11 |
| ◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則 | 14 |
| ◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 | 14 |
| ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 14 |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する | |

| | |
|--|----|
| 規則 | 14 |
| ◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 15 |
| ◎教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則 | 16 |
| ◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則 | 16 |
| ◎県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 16 |
| ◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 | 16 |
| ◎職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 | 17 |
| ◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 | 21 |
| ◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 | 21 |
| ◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | 22 |
| ◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 23 |
| ◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 23 |
| ◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 23 |
| ◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 | 24 |
| ◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 | 24 |
| ◎職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則 | 24 |
| ◎平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則の一部を改正する規則 | 24 |
| ◎高知県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | 25 |

規 則

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第22号

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第17号）の一部を次のように改正する。
第9条第3号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第81条の3第1項」を「第81条の7第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

 告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

高知県告示第157号

高知県議会告示第1号

高知県教育委員会告示第3号

高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月 $\left(\begin{array}{l} \text{高知県告示第645号} \\ \text{高知県議会議長告示第1号} \\ \text{高知県教育委員会告示第30号} \\ \text{高知県警察本部告示第1号} \end{array} \right)$ の一部

を次のように改正する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司
 高知県議会議長 明神 健夫
 高知県教育長 長岡 幹泰
 高知県警察本部長 江口 寛章

付則に次の見出し及び2項を加える。

（定年に関する経過措置）

9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員には適用しない。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

| | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|
| 再任用職員 | | 192,900 | 204,200 | 226,400 | 247,700 |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|

」

を

「

| | | | | | |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基準給料月額 | 192,900 | 204,200 | 226,400 | 247,700 |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|

」

に改める。

別表第4（その2）を次のように改める。

(その2)

調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額 | |
|------|--------------------|---------------|
| | 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 | 定年前再任用短時間勤務職員 |
| 1級 | 6,100円 | 5,800円 |
| 2級 | 7,500円 | 6,100円 |
| 3級 | 8,400円 | 6,800円 |
| 4級 | 8,700円 | 7,400円 |

附 則

(施行期日)

1 この就業規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定を適用する。

(雑則)

3 この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

(技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正)

4 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18年12月高知県告示第842号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第18号・高知県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し並びに同項及び附則第6項を削り、附則に次の1項を加える。

5 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（令和5年3月高知県告示第157号・高知県議会告示第1号・高知県教育委員会告示第3号・高知県警察本部告示第1号）による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「その者の受ける給料月額が」とあるのは「その者に適用される給料表の給料月額のうちその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に応じた額が」と、「差額をいう」とあるのは「差額をいう。以下この項において同じ」と、「得た額（以下この項において「差額加算措置額」という。）」とあるのは「得た額」と、「又は改正後の就業規則別表第1の技能職給料表」とあるのは「改正後の就業規則別表第1の技能職給料表又は技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（令和5年3月高知県告示第157号・高知県議会告示第1号・高知県教育委員会告示第3号・高知県警察本部告示第1号）による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（以下この項において「新就業規則」という。）付則第9項」と、「差額加算措置額とする」とあるのは「旧給料の月額と平成29年12月及び平成30年12月改定差額との合計額から新給料の月額を減じた額に100分の90を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を新就業規則付則第9項の規定によりその者の受ける給料月額に加えて得た額とする」とする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員）」に改める。

第5条第1項及び第2項、第6条第2項並びに第10条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員）」を「1時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員）」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び第4号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例第13条」に改め、同条第5項各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項の表6の項中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条第2項中「県職員」を「育児休業法第19条及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第23条から第26条までの規定」に改める。

第39条の見出しを「（定年等）」に改め、同条中「定年については」を「定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制については」に改め、「（昭和59年高知県条例第13号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員の定年等に関する条例第6条第3号の企業管理規程で定める職員は、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第4条第1項の規定により管理職手当を支給される職員とする。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。次項において「改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程（次項において「改正後の規程」という。）第28条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

3 改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第4条第3項、第5条第1項及び第2項、第6条第2項、第10条第6項、第28条第1項第3号及び第4号、第2項並びに第5項並びに第30条第2項の規定を適用する。

~~~~~  
高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

**高知県公営企業局管理規程第4号**

**高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程（昭和45年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたもので、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された」に改める。

別記第1号様式中「@」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用

短時間勤務職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の規定を適用する。

~~~~~  
高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたもので、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の規定を適用する。

教育委員会規則

高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第2号

高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県立学校職員被服貸与規則（昭和46年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員）」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

| | | | |
|---------|-------|--------|--|
| 貸与年月日 | 年 月 日 | 申請者受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

を

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 貸与年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|---------|-------|

に改める。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、

| | | | |
|---------|-------|--------|--|
| 再貸与年月日 | 年 月 日 | 申請者受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

を

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 再貸与年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|--------|-------|---------|-------|

に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削り、

| | | | |
|---------|-------|-------|--|
| 返納年月日 | 年 月 日 | 担当受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

を

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 返納年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|---------|-------|

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の高知県立学校職員被服貸与規則の規定を適用する。

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第3号

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則（平成14年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員）」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

| | | | |
|---------|-------|--------|--|
| 貸与年月日 | 年 月 日 | 申請者受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

を

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 貸与年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|---------|-------|

に改める。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、

| | | | |
|---------|-------|--------|--|
| 再貸与年月日 | 年 月 日 | 申請者受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

を
「

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 再貸与年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|--------|-------|---------|-------|

」

に改める。
別記第4号様式中「@」を削り、
「

| | | | |
|---------|-------|-------|--|
| 返納年月日 | 年 月 日 | 担当受領印 | |
| 台帳記載年月日 | 年 月 日 | | |

」

を
「

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 返納年月日 | 年 月 日 | 台帳記載年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|---------|-------|

」

- に改める。
- 附 則**
(施行期日)
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の規定を適用する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第4号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、「第5条」を「第5条又は職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条若しくは第14条第1項」に改め、同項第6号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された者とみなして、この規則による改正後の指導を要する教職員の取扱いに関する規則の規定を適用する。

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第5号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則第2条第3項の規定を適用する。

人事委員会規則

職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第5号

職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。)附則第21項、第23項、第24項及び第26項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。)附則第24項、第26項、第27項及び第29項並びに警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条例」という。)附則第21項、第23項から第25項まで及び第28項の規定に基づき、職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号。以下「定年条例」という。)第6条に規定する管理監督職をいう。
- 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 特例任用後降任職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であって、一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第24項又は警察職員

給与条例附則第21項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。

- 特定日 一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項に規定する特定日をいう。
- 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号。次号において「初任給規則」という。)第2条第2号に規定する降格のうち、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。
- 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給基準表(初任給規則別表第22から別表第30までに定める初任給基準表をいう。第6条第1項第1号において同じ。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 上限額 当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号。以下この号において「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第2項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号。以下この号において「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第2項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号。以下この号において「警察職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項又は警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をいう。
- その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
(一般職員給与条例附則第21項等の人事委員会規則で定める職員)

第3条 一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第

24項及び警察職員給与条例附則第21項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員(特例任用後降任職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員(異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。)

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任をされた職員に対する一般職員給与条例附則第23項等の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員(特例任用後降任職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となった者にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額

(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項、学校職員給与条例附則第26項又は警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

| | | |
|--|--|---|
| <p>(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員(異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 特定日以後において現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。</p> <p>3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。 (特例任用後降任職員に対する一般職員給与条例附則第23項等の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が</p> | <p>異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号及び第3項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項、学校職員給与条例附則第26項又は警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。</p> <p>第6条 特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となった者)にあっては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項、学校職員給与条例附則第26項又は警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異</p> | <p>動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額</p> <p>(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 異動日以後において現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額</p> <p>(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額</p> |
|--|--|---|

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(降任相当給料表異動をした職員に対する一般職員給与条例附則第24項等の規定による給料の支給)

第7条 降任相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。)であって、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項、学校職員給与条例附則第27項又は警察職員給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表

の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、降任相当転任日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項、学校職員給与条例附則第27項又は警察職員給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(特例任用期間降格等職員に対する一般職員給与条例附則第24項等の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日か

ら引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項、学校職員給与条例附則第27項又は警察職員給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をさ

れた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(人事交流等職員に対する一般職員給与条例附則第24項等の規定による給料の支給)

第10条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)第6条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員

(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流職員等となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項、学校職員給与条例附則第27項又は警察職員給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の

適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(警察職員給与条例附則第25項の人事委員会規則で定める職員)

第11条 警察職員給与条例附則第25項の人事委員会規則で定める職員は、特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)をされた日以後に育児短時間勤務職員等となった職員とする。

(この規則により難しい場合の措置)

第12条 任命権者は、職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ高知県人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第6号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「附則第23項」を「附則第3項」に改め、同条第3号中「附則第24項」を「附則第4項」に改め、同条第4号中「附則第25項」を「附則第5項」に改め、同条第5号中「附則第29項」を「附則第9項」に改め、同条第6号中「附則第31項」を「附則第10項」に改める。

第3条の3中「人事委員会が別に」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が別に」に改める。

別表のイの表第1号区分の項中

「(5) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で、同表に掲げる6号給若しくは7号給の給料月額を受けていたもの又は同条第3項の規定の適用を受けていたもの

(6) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の

任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で、同表に掲げる5号給若しくは6号給の給料月額を受けていたもの又は同条第4項の規定の適用を受けていたもの

を
「(5) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が10級であったもの

(6) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で、同表に掲げる6号給若しくは7号給の給料月額を受けていたもの又は同条第3項の規定の適用を受けていたもの

(7) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で、同表に掲げる5号給若しくは6号給の給料月額を受けていたもの又は同条第4項の規定の適用を受けていたもの」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第7号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条各号を次のように改める。

(1) 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第4条第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条第4項の期限の繰上げによる退職

(2) 職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員の任期の終了による退職

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された

職員又は同項の規定により臨時的に任用された職員の任期の終了による退職

- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第2条の規定により採用された職員の任期の終了による退職
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)第3条の規定により採用された職員の任期の終了による退職
- (6) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年高知県条例第58号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は同項の規定により臨時的に任用された職員の任期の終了による退職
- (7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項の規定により臨時的に任用された職員の任期の終了による退職
- 第5条第4号中「人事委員会」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、この規則による改正後の職員の旅費に関する規則第4条第2号の職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員とみなして、同号の規定を適用する。

職員との給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「人事委員会」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)」に改める。

第5条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この項において「再任用職員」)を「職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用

短時間勤務職員」)に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつてはその額」を「基準額」に、「再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」という。)を乗じて得た額)」を「定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」という。)を乗じて得た額」に、「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、「再任用職員の管理職手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の基準額」に改め、同条第4項中「管理職手当の額」を「管理職手当の額又は基準額」に改める。

第6条の4第1項中「及び警察職員の条例第14条並びに職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第25条第1項に規定する給与の減額」を「若しくは警察職員の条例第14条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第25条第1項又は高知県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年高知県条例第35号)第4条の規定により減額する給与の額」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第2項中「職員の給与の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第5に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))」を「職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給与の調整額は、調整基本額」に改め、「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額)」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給与の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合
- (2) 育児短時間勤務職員等 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合
- (3) 任期付短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号

に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第5に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第6に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第11条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の3の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の条例第6条の3、公立学校職員の条例第7条の3又は警察職員の条例第6条の3」を「職員の条例第6条の2、公立学校職員の条例第7条の2又は警察職員の条例第6条の2」に改める。

付則第14項、第18項及び第19項中「第9条第3項」を「第9条第6項」に改め、付則に次の3項を加える。

(職員の条例附則第18項等の規定の適用を受ける職員の管理職手当の特例)

20 職員の条例附則第18項、公立学校職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第5条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(職員の条例附則第18項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額の特例)

21 職員の条例附則第18項、公立学校職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(職員の条例附則第21項等の規定の適用を受ける職員の農林漁業普及指導手当の特例)

22 職員の条例附則第21項、第23項又は第24項の規定の適用を受ける職員に対する第11条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第5中

「
調整基本額表
」
を
「調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員）」
に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第6（第9条関係）

調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

1 行政職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 5,600円 |
| 2 級 | 6,400円 |
| 3 級 | 7,800円 |
| 4 級 | 8,400円 |
| 5 級 | 8,900円 |
| 6 級 | 9,600円 |
| 7 級 | 10,900円 |
| 8 級 | 11,900円 |
| 9 級 | 13,500円 |

2 研究職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 6,500円 |
| 2 級 | 7,900円 |
| 3 級 | 8,700円 |
| 4 級 | 10,000円 |
| 5 級 | 11,800円 |

3 医療職給料表（1）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 8,800円 |
| 2 級 | 10,100円 |

| | |
|-----|---------|
| 3 級 | 11,800円 |
| 4 級 | 13,900円 |

4 医療職給料表（2）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 5,600円 |
| 2 級 | 6,400円 |
| 3 級 | 7,400円 |
| 4 級 | 7,800円 |
| 5 級 | 8,600円 |
| 6 級 | 9,900円 |
| 7 級 | 11,200円 |

5 医療職給料表（3）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 7,000円 |
| 2 級 | 7,800円 |
| 3 級 | 8,000円 |
| 4 級 | 8,300円 |
| 5 級 | 8,800円 |
| 6 級 | 10,000円 |

6 小学校・中学校等教育職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|--------|
| 1 級 | 6,800円 |

| | |
|-------|---------|
| 2 級 | 8,300円 |
| 特 2 級 | 9,100円 |
| 3 級 | 9,900円 |
| 4 級 | 12,400円 |

7 高等学校等教育職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|-------|---------|
| 1 級 | 7,100円 |
| 2 級 | 8,400円 |
| 特 2 級 | 9,300円 |
| 3 級 | 10,100円 |
| 4 級 | 12,700円 |

8 警察官給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 7,200円 |
| 2 級 | 7,600円 |
| 3 級 | 7,700円 |
| 4 級 | 8,800円 |
| 5 級 | 9,300円 |
| 6 級 | 9,800円 |
| 7 級 | 10,500円 |
| 8 級 | 11,600円 |
| 9 級 | 12,500円 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年高知県条例第 37 号。以下「令和 4 年改正定年条例」という。）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。附則第 4 項において同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和 4 年改正定年条例附則第 10 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対するこの規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 5 条第 3 項及び第 9 条第 4 項第 1 号の規定の適用については、改正後の規則第 5 条第 3 項中「」に同じ次に定める額」とあるのは「」に同じ次に定める定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の基準額」と、改正後の規則第 9 条第 4 項第 1 号中「別表第 5」とあるのは「別表第 6」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和 59 年高知県条例第 13 号）第 13 条又は第 14 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規則第 5 条第 3 項、第 6 条の 4 第 2 項、第 9 条第 3 項第 1 号及び第 4 項第 2 号、第 11 条第 1 項並びに第 12 条の 3 並びに別表第 6 の規定を適用する。

4 職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 34 号）第 8 条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）第 10 条又は警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 15 号）第 8 条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、60 歳に達した日がこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日以前の日である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第 9 条及び前 2 項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第 9 条第 3 項第 1 号に定める数を、同項第 2 号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数を、同項第 3 号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第 3 号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとした場合に令和 4 年改正定年条例第 3 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「旧職員の条例」という。）、令和 4 年改正定年条例第 10 条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次号において「旧公立学校職員の条例」という。）若しくは令和 4 年改正定年条例第 12 条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（次号において「旧警察職員の条例」という。）又はこれらの条例の規定に基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給等に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第 9 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となった者を含む。）

施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に 2 回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧職員の条例、旧公立学校職員の条例若しくは旧警察職員の条例又はこれらの条例の規定に基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第 9 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合は同日に旧再任用職員でなかった者にあつては同日に

旧再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者については同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧職員の条例、旧公立学校職員の条例若しくは旧警察職員の条例又はこれらの条例の規定に基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第9号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（雑則）」に改める。

別表1の項中「再任用」を「再任用、暫定再任用及び定年前再任用」に改め、同表中49の項を51の項とし、48の項を50の項とし、47の項を49の項とし、46の項を48の項とし、45の項を47の項とし、44の項を46の項とし、43の項を45の項とし、42の項を44の項とし、41の項を43の項とし、40の項を42の項とし、39の項を41の項とし、38の項を40の項とし、37の項を39の項とし、36の項を38の項とし、35の項を37の項とし、34の項を36の項とし、33の項を35の項とし、同表32の項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項を同表34の項とし、同表31の項を同表33の項とし、同表30の項中「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号。以下「定年条例」という。）」を「定年条例」に改め、同項を同表32の項とし、同表29の項中「自発的意志」を「自発的意思」に、「勸しょう」を「勸奨」に改め、同項を同表31の項とし、同表中28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、26の項を28の項とし、25の項を27の項とし、24の項を26の項とし、23の項を25の項とし、22の項を24の項とし、21の項を23の項とし、20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、同表16の項中「をいう。」を「をいう」に、「転職」を「及び転職」に、「除く。」を「除く。」に改め、同項を同表18の項とし、同表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項を8の項とし、5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、

「法第28条の4第1項若しくは第28条の

を「

| | |
|-------|---|
| 2 再任用 | 5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により定年退職者等を採用する場合をいう。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 2 再任用 | 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により定年退職者等を採用する場合をいう。 |
|-------|---|

| | |
|---------|---|
| 3 暫定再任用 | 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職者等を採用する場合をいう。 |
|---------|---|

| | |
|----------|---|
| 4 定年前再任用 | 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号。以下「定年条例」という。）第13条又は第14条第1項の規定により年齢60年に達した日以後に退職した者を採用する場合をいう。 |
|----------|---|

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第10号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「人事委員会の定める普通交通機関等」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める普通交通機関等」に改める。

第6条の2中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し

くは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条若しくは第14条第1項の規定により採用された職員」に改める。

第12条第1項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第13条第2項第1号中「（昭和59年高知県条例第13号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定を適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第11号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員の支給額の特例）

2 職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。
令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条の3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第11条第2項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第13条第1項及び第13条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1の1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の2の表中

| | | |
|--------|---------------|--------------------------------------|
| 研究職給料表 | 職務の級5級及び4級の職員 | 100分の15 |
| | 職務の級3級の職員 | 100分の5 （人事委員会 が別に定める 職員にあって |

を
「

| | | |
|---------------|---------------|--|
| 研究職給料表 | 職務の級5級及び4級の職員 | 100分の15 |
| | 職務の級3級の職員 | 100分の5 （人事委員会 が別に定める 職員にあって は、100分の 10） |
| 医療職給料表 (1) | 職務の級4級の職員 | 100分の15 （別表第2の 1の表に掲げ る職にある職 員にあって は、100分の 20） |
| | 職務の級3級の職員 | 100分の10 |
| | 職務の級2級の職員 | 100分の5 |

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。次項において「改正定年条例」という。）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（同項において「改正後の規則」という。）第2条第2号及び第3号並びに第4条の規定を適用する。

3 改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第4条の3、第13条第1項及び第13条の2第1項並びに別

表第1の規定を適用する。

~~~~~  
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

### 高知県人事委員会規則第13号

#### 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（人事委員会）」を「（高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。））」に改める。

第5条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「人事委員会」を「人事委員会が別に」に改める。

付則第2項を削り、付則に次の見出し及び2項を加える。

（職員の条例附則第18項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当の特例）

2 職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第2条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員である者の同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて算出した額とする。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（職員の条例附則第18項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の特例）

4 職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員である者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて算出した額とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第14号

##### 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和46年高知県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条の3」を「第7条の2」に改める。

第3条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定を適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第15号

##### 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第4条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改める。

第10条中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第16号

##### 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「（人事委員会）を」（高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。））」に改める。

第8条中「人事委員会」を「人事委員会が別に」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当の特例）

2 公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員である者の同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて算出した額とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

4 公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 公立学校職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員である者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項並びに同条第3項

及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて算出した額とする。

##### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第17号

##### 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（平成6年高知県条例第46号）」を「（平成6年高知県条例第46号。以下この条において「勤務時間条例」という。））」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））」に、「同条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「以下」を「以下この条において」に改める。

第4条中「人事委員会が」を「高知県人事委員会が別に」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第18項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の特例）

2 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第3条各号の規定の適用については、当分の間、同条第1号から第3号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とし、同条第4号中「得た額」とあるのは「得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。



## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下この項において「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。）を除く。）に対するこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「職務の級及びその者の受ける号給（）」とあるのは「職務の級（）」と、「別表第1」とあるのは「別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の項」と、同条第2号から第4号までの規定中「職務の級及びその者の受ける号給」とあるのは「職務の級」と、「別表第2」とあるのは「別表第2の定年前再任用短時間勤務職員の項」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規則第3条並びに別表第1及び別表第2の規定を適用する。

職員員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

## 高知県人事委員会規則第18号

## 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項」を「第4条第5項、第9条第3項、第13条、第14条第1項及び第15条」に改める。

第2条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の2」に、「人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）第4条第1項に規定する人事記録カード（以下「人事記録カード」という。）」を「人事記録カード」に改め、「（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得ようとするときは、別記第1号様式による異動期間延長職員勤務延長

承認申請書に人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）第4条第1項に規定する人事記録カード（以下「人事記録カード」という。）の写し及び勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る次条に規定する勤務延長等の同意書の写しを添えて、人事委員会に提出しなければならない。

第5条の見出しを「（勤務延長に係る状況の報告）」に改め、同条中「に係る勤務延長」を「に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限」に改める。

本則に次の6条を加える。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

**第6条** 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、条例等の制定又は改廃による組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（異動期間の延長の承認手続）

**第7条** 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、別記第5号様式による異動期間延長承認申請書に人事記録カードの写し及び異動期間の延長に係る第9条に規定する異動期間の延長等の同意書の写しを添えて、人事委員会に提出しなければならない。

（特定管理監督職群）

**第8条** 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

(1) 知事部局の特定管理監督職群 家畜保健衛生所の所長及び次長

(2) 教育委員会の特定管理監督職群 次に掲げる学校の校長、副校長及び教頭

ア 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。以下この号において同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校

イ 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。）及び特別支援学校（アの市町村立の特別支援学校を除く。）

（異動期間の延長等の同意手続）

**第9条** 条例第10条に規定する職員の同意は、別記第6号様式による異動期間延長等同意書により得なければならない。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

**第10条** 任命権者は、毎年6月末日までに、別記第7号様式によ

る異動期間延長状況報告書により、前年の4月2日から当該年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間を延長された条例第6条に規定する管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

**第11条** 条例第13条及び第14条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することをいう。第2号において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務の遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務の遂行上必要な事項

附則第2項を削り、附則に次の見出し及び3項を加える。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

2 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が60歳に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 条例第6条から第12条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。次項第3号において同じ。）の任用に関する情報

(3) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）附則第18項から第26項まで、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）附則第18項から第29項まで又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）附則第18項から第28項までの規定による60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料の特例措置に関する情報

(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）附則第17項から第25項までの規定による当該職員が60歳に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第4項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

3 条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

- (2) 60歳に達する日以後の退職の意思
  - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
  - (4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が必要があると認める事項
- 4 条例附則第5項の規定による特定地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。）に対する情報の提供及び勤務の意思の確認については、前2項の規定の例による。  
別記第1号様式を別記第1号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

**別記  
第1号様式**（第2条関係）

異動期間延長職員勤務延長承認申請書

高知県人事委員会委員長 様  
任命権者

職員  
第 年 月 日 号

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間延長職員に係る勤務延長の期限の延長について、次のとおり申請します。

| 所属 | 職名 | 職の等級 | 氏名 | 期限を延長する予定者   |             | 勤務延長の理由 | 勤務延長の期限 | 勤務延長の内容 | 勤務延長の理由 | 期限延長後の期限 | その他参考事項 |
|----|----|------|----|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
|    |    |      |    | 給料表、職務の級及び号給 | 定年退職日（定年年齢） |         |         |         |         |          |         |
|    |    |      |    |              |             |         |         |         |         |          |         |
|    |    |      |    |              |             |         |         |         |         |          |         |
|    |    |      |    |              |             |         |         |         |         |          |         |
|    |    |      |    |              |             |         |         |         |         |          |         |

別記様式に次の3様式を加える。

**第5号様式**（第7条関係）

| 異動期間延長承認申請書                                           |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|-------------------------------------------------------|------------|----------|----|---------------------|-----------------|-----------|---------------|-------------------|------|--------------------|-------------|
| 高知県人事委員会委員長 様                                         |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
| 任命権者                                                  |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
| 職員の定年等に関する条例第9条第2項（第4項）の規定により、異動期間の延長について、次のとおり申請します。 |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
| 所属                                                    | 期限を延長する予定者 |          |    |                     |                 | 異動期間延長の理由 | 異動期間延長の期<br>限 | 異動期間<br>延長の理<br>由 | 職務内容 | 異動期間<br>延長後の<br>期限 | その他参<br>考事項 |
|                                                       | 職名         | 職の<br>等級 | 氏名 | 給料表<br>職務の級<br>及び号給 | 定年退職日<br>(定年年齢) |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |
|                                                       |            |          |    |                     |                 |           |               |                   |      |                    |             |

**第6号様式**（第9条関係）

異動期間延長等同意書

年 月 日

任命権者 様

所属  
職・氏名

私は、 年 月 日までの異動期間の延長に同意します。  
他の管理監督職への降任

注 不用の文字は、抹消すること。

**第7号様式**（第10条関係）

異動期間延長状況報告書

高知県人事委員会委員長 様

任命権者

号 日  
第 年 月 日

職員の定年等に関する規則第10条の規定により、勤務延長の状況について、次のとおり報告します。

| 所属 | 職名 | 職の等級 | 氏名 | 給料表、職務の級及び号給 | 定年退職日<br>(定年年齢) | 異動期間の延長の理由 | 異動期間の延長の期限 | 職務内容 |     |
|----|----|------|----|--------------|-----------------|------------|------------|------|-----|
|    |    |      |    |              |                 |            |            | 延長前  | 延長後 |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |
|    |    |      |    |              |                 |            |            |      |     |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(勤務延長に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則第2条から第5条までの規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号。以下「改正条例」という。)附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。
- 3 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年(改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号。以下「新条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。  
(1) 基準日以後に新たに設置された職  
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 4 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年(同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。  
(暫定再任用の選考に用いる情報)
- 5 改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。  
(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績  
(2) 暫定再任用(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。)を行う職の職務の遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務の遂行上必要な事項  
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 6 改正条例附則第11条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとし

た場合において、基準日における定年相当年齢(短時間勤務の職(新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項において同じ。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条に規定する定年であるものに限る。)とする。  
(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職  
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 7 改正条例附則第11条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 8 改正条例附則第11条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第6項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(新条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。)とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第19号**

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年高知県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「人事委員会」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)」に改める。

第3条第1項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第3項中「(昭和29年高知県条例第34号)」を「(昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。)」に、「(昭和29年高知県条例第37号)」を「(昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。)」に、「(昭和29年高知県条例第15号)」を「(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条例」という。)」に、「職員の給与に関する条例第6条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第7条第2項及び警察職員の給与に関する条例」を「一般職員給与条例第6条第2項、学校職員給与条例第7条第2項及び警察職員給与条例」に改める。

附則に次の1条を加える。

(一般職員給与条例附則第18項等の規定の適用を受ける派遣職員の給与の特例)

**第7条** 一般の派遣職員が一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、これらの規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第3条第1項及び第2項の規定の例により、給料等の支給割合を決定し、又は給料等を支給しないものとする。

2 前項の規定により、給料等の支給割合を決定し、又は給料等を支給しないものとした場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「当該派遣の期間の初日(以下この条において「派遣の日」という。)の前日」とあるのは「職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。)附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。)附則第18項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条例」という。)附則第18項の規定の適用を受ける職員となった日」と、「(当該一般の派遣職員が派遣の日」とあるのは「(当該一般の派遣職員が当該派遣の期間の初日(以下この条において「派遣の日」という。))」と、同条第2項中「前項」とあるのは「(附則第7条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。))」とあるのは「一般職員給与条例」と、「公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。))」とあるのは「学校職員給与条例」と、「警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条例」という。))」とあるのは「警察職員給与条例」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「(附則第7条第2項の規定により読み替えられた第1項」と、同条第5項中「前項」とあるのは「(附則第7条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「(附則第7条第2項の規定により読み替えられた前各項」と、同条第7項及び第8項中「第1項」とあるのは「(附則第7条第2項の規定により読み替えられた第1項」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

## 高知県人事委員会規則第20号

## 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第5条第2項第1号アを次のように改める。

ア 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定による採用（同条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。別記第1号様式において「定年前再任用」という。）をされたこと。

別記第1号様式（1号紙）裏面中「再任用をされた者」を「定年前再任用をされた者、暫定再任用をされた者」に、「再任用」を「定年前再任用」、「暫定再任用」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下「改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、同規則第5条第2項に規定する単身赴任手当の条項第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

（1）改正定年条例附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正定年条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項若しくは第2項又は改正定年条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正定年条例附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

（2）改正定年条例附則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項又は第6条第2項の規定による採用（職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第13条若しくは第14条第1項又は改正定年条例附則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 改正定年条例附則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項又は第6条第2項の規定により採用され、勤務した後退職した日の翌日に職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項又は第6条第2項の規定により採用され、勤務した後退職した日を含む。）とする。

4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

## 高知県人事委員会規則第21号

## 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「管理監督職員 次に」を「次に掲げる職員以外の管理監督職員 次に」に、「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。第3項第2号において同じ。）である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額（同条第2項の規定に基づく区分に応ずる額については、人事委員会が別に定める額とす

る。）

ア 1種 9,000円

イ 2種 8,000円

ウ 3種 7,000円

エ 4種 5,000円

オ 5種 3,000円

第3条第3項中「当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）次に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,000円

イ 2種 4,500円

ウ 3種 4,000円

エ 4種 3,000円

オ 5種 2,000円

（2）定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 4,500円

イ 2種 4,000円

ウ 3種 3,500円

エ 4種 2,500円

オ 5種 1,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（職員の条例附則第18項等の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の特例）

2 職員の条例附則第18項、公立学校職員の条例附則第18項又は警察職員の条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号中「次に定める額」とあるのは、「次に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条

第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定を適用する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第22号

##### 職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（人事委員会）を」（高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。））」に改める。

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員）」に、「以下「任期付短時間勤務職員）」を「以下この項において「任期付短時間勤務職員）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第7項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第9項各号中「すべてを」を「全てを」に改める。

第13条第1項の表6の項中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第2項中「すべてを」を「全てを」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。次項において「改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員等（この規則による改正後の職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。）とみなして、改正後の規則第11条第2項第2号、第5項及び第6項の規定を適用する。
- 3 改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則第9条第2項、第11条第1項、第2項第1号、第3項及び第7項並びに第13条第2項の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第11条第3項中「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第23号

##### 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の」に改める。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員）」に、「以下「任期付短時間勤務職員）」を「以下この項において「任期付短時間勤務職員）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5

項において同じ。）又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改め、同条第5項中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第6項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第8項各号中「すべてを」を「全てを」に改める。

第12条第1項の表6の項中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第2項中「すべてを」を「全てを」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。次項において「改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員等（この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。）とみなして、改正後の規則第10条第2項第2号及び第5項の規定を適用する。

- 3 改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則第8条第2項、第10条第1項、第2項第1号、第3項及び第6項並びに第12条第2項の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第10条第3項中「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第24号

##### 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高

知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(人事委員会)を「(高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。))」に改める。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員(以下この項において「再任用短時間勤務職員」)を「定年前再任用短時間勤務職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」)に、「以下「任期付短時間勤務職員」を「以下この項において「任期付短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。))又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項」に改め、同条第5項中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第6項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第8項各号中「すべてを」を「全てを」に改める。

第12条第1項の表6の項中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号。次項において「改正定年条例」という。))附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員等(この規則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。))第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。))とみなして、改正後の規則第10条第2項第2号及び第3項の規定を適用する。
- 改正定年条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則第8条第2項、第10条第1項、第2項第1号、第3項及び第6項並びに第12条第2項の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第10条第3項中「職員の定年

等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第5条第1項若しくは第2項、第3項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第25号

##### 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第4号イ」を「第2条第1項第5号イ」に改める。

第7条第1号エ中「人事委員会」を「高知県人事委員会(次号において「人事委員会」という。))」に改める。

第8条第1号に次のように加える。

エ 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年高知県条例第35号)第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第26号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年高知県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項第1号及び第2項第3号」を「第2条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第2項第3号」に改める。

第2条第1項第24号を次のように改める。

(24) 一般社団法人高知県UIターンサポートセンター

第2条第1項に次の1号を加える。

(28) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第4条中「人事委員会」を「高知県人事委員会(次条において

「人事委員会」という。))」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第27号

##### 職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則(平成17年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に基づく」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条の規定による」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定による採用については、職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条の規定による採用とみなして、この規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則の規定を適用する。

平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第28号

##### 平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則の一部を改正する規則

平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則(平成24年高知県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次条において」を「以下」に改める。

第3条中「)をいう。」を「)をいう。附則第2項において同じ。」に改める。

第4条中「人事委員会」を「高知県人事委員会」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(公立学校職員の給与に関する条例附則第18項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の職務の級の切替えに伴う経過措



置の特例)

2 切替日の前日から引き続き改正後の条例別表第2高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について改正条例附則第3項の規定を適用する場合においては、同項中「とする。）」とあるのは、「とする。）」に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた公立学校職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第29号

高知県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員の退職管理に関する規則（平成28年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の高知県職員の退職管理に関する規則の規定を適用する。